

<2005年1月>

「兵は凶器なり」(49)

15年戦争と新聞メディア

1935 - 1945

戦争報道の検閲実態の証言

前坂 俊之

(静岡県立大学国際関係学部教授)

新聞掲載禁止事項の標準と許否判定要領(海軍省)

新聞掲載禁止事項の標準(昭和12年7月制定、16年1月改訂)

- 1 海軍作戦の方針計画または実施に関する事項
- 2 艦隊艦船または部隊等帝国海軍兵力の行動または所在に関する事項
- 3 連合艦隊または艦船部隊、航空機の編制役務行動または所在に関する事項
- 4 商船もしくは輸送船護送の計画ならびに実施に関する事項
- 5 艦船、航空機の事故に関する事項
- 6 抑留拿捕艦船の処分に関する事項

- 7 召集に関する計画準備または実施に関する事項
- 8 徴傭船舶の傭人、隻数、船名、行動または所在に関する事項
- 9 外国船の購入(傭船)に関する事項
- 10 軍需工業動員、工場管理に関する事項
- 11 国民徴用令中海軍関係事項
- 12 海軍工廠または民間会社における海軍関係作業状況または工事の種類に関する事項

- 13 艦船建造計画の内容(方針、艦種、隻数) および実施に関する事項
- 14 航空機充実計画の内容(方針、機種、機数) および実施に関する事項
- 15 建造中および今後建造すべき艦船の性能、要目および建造工程(起工、進水、竣工)に関する事項
- 16 既成艦船の改装方針、時機および工事の内容等に関する事項
- 17 施行中および今後着手すべき軍事施設の所在内容等に関する事項

18 兵要地点の水陸形状に関する事項

19 海軍において実施する国土防衛に関する事項

- イ 防空部隊の編制および行動
- ロ 防空施設の位置、機構または性能
- ハ 防空に関する命令通信の内容
- ニ 工作物の偽装ならびに遮蔽
- ホ 防空実施の経過概要ならびに成果

20 海軍諸制度(官制、官階、職階、ならびに分限および服役)の改正に関する事項

21 前諸号の内容を推知せしむる事項または直接間接を問わず軍事機密に関する事項

今次海軍作戦の戦況ならびに推移に関しては彼我の状況を含め大本営の許可したるもの以外一切これを新聞紙に掲載することを禁ず(昭和一六年一二月八日追加)

新聞(雑誌)掲載事項許否判定要領(昭和12年7月制定、16年1月10日改訂)

主として今次事変に関連し海軍に関する記事もしくは写真を取扱う場合は昭和16年1月海軍省発布の新聞紙等掲載禁止事項に準拠しこれに抵触せざることはもちろんなるも左記諸号に留意するを要す

- 1 海軍省、鎮守府、要港部または艦隊司令部(報道部)の発表はそのまま掲載差支えなし、しからざるものは一応必ず検閲を受くるの必要あり
- 2 艦船に便乗中作製したる当該艦の行動記事もしくは海上部隊の作戦記事(写真を含む)のごときは一応艦隊司令部、鎮守府要港部あるいは海軍省当局の査閲を受けたる後海軍省令による検閲機関を経由するを要す
- 3 現地あるいは内地を問わず座談会内容の発表に当たりては特に慎重を期し所定の検閲手続を経るを要す
- 4 帝国海軍兵力の行動中には南方諸島、南西諸島、南洋群島、千島方面への行動を含む艦船部隊等移動の記事は将来の企図を推知せらるおそれあるをもって一般には発表せざるも連合艦隊以外(二個)を用い左例程度のものは差支えなし

(例)

- 「 」艦隊は「 」に向け出港せり
- 「 」部隊は「 」に移動す
- 「 」戦隊は「 」を通過せり

なお支那方面艦隊、中支北支南支派遣艦隊に限り艦隊名を記し差支えなし

(例)

支那方面艦隊司令長官

支那方面艦隊旗艦出雲

中支艦隊報道部発表

南支派遣艦隊 駆逐隊

等に使用する艦隊名

6 実施中または今後着手すべき軍事施設中には南洋、南西諸島、台湾、南方諸島ならびに北鮮、千島におけるものを含む

7 護送任務に従事中の艦船はその艦船名、発進地、到着地、輸送兵種、兵力、物件、航行陣形等を察知せられざるよう注意すること

8 揚子江水路啓開に関する記事に対しては左によること

イ 機雷敷設場所およびその状況、防柵設置場所およびその状況、掃海および防柵除去に使用せる船種ならびに掃海および防柵排除法に関してはこれを推知し得る事項といえども一切禁止

ロ 排除作業の成果(排除機雷数、使用船艦数量、損耗船艇人員を含む)に関する具体的事項は一切禁止

ハ 水路標識の設置の状況は一切禁止

二 右諸事項ならびに掲載禁止事項に抵触せざる限り水路啓開部隊に関する行動、苦心談、美談等は掲載差支えなし

9 部隊名の取扱いは兵力察知の資料とならざるよう左によること

イ 陸戦部隊

大隊長(少佐)以上は部隊長、中隊長(大尉)以下は隊長

(例) 二宮部隊長 中山隊長

ロ 海上部隊

官を示さず職に姓を冠す

(例) 山田艦長 内田砲術長

ハ 航空部隊

イに同じ

(例) 山下指揮官 崎長部隊長 中島隊長

- 10 陸上戦線において使用の兵器類は陸軍省許可範囲に準ず
ただし海軍のみの特殊兵器および味方陣地の内状を暴露するおそれあるものは当局の査閲を受くる必要あり
- 11 戦闘における艦船、航空機の被害状況、および戦病死者、負傷者の統計的數字は海軍側にて公表するもの以外掲載を禁ず
- 12 戦死者の取扱いは左によること
イ 将官は海軍省の発表まで掲載禁止
ロ 大佐以下は関係地方版にのみ公報(遺族に対する通知)程度の記事差支えなし
- 13 艦船航空機の事故に対する殉職者の発表ありたる場合は左に留意の上本人功績、閲歴および家族に関する記事写真の掲載は差支えなし
イ なるべく関係地方版記事として取扱い刺激的記載を避くこと
ロ 軍機漏洩の端緒とならざること
- 14 内地帰還部隊に関する記事は左によること
イ 内地帰還部隊に関しては状況により適當の時期において海軍当局より発表す
ロ 内地帰還の発表ありたる指揮官に関する記事写真は一般掲載禁止事項に抵触せざる限り発表差支えなし
ハ 内地帰還の発表ありたる部隊(内地港湾帰著もしくは原隊帰著以後)に関する記事写真は何に同じ
ニ 個人の内地帰還および召集解除に関する記事写真は 何に同じ
- 15 応召者美談等は配属部隊(軍艦、陸戦隊)派遣先等を明示せざるものに限り掲載差止めなし
- 16 論功行賞の取扱いは左によること
イ 当局より正式発表あるまでは予報記事といえども掲載禁止
ロ 賞勲局および海軍省より内示ありたる時はその翌々日の午前零時をもって正式発表時刻とす
- 17 飛行中の飛行機写真ならびに飛行機戦闘に関する記事は差止めなきも飛行機の制式ならびに機数を記載せざること

- 18 わが軍に不利なる記事写真は掲載せざること
- 19 惨虐なる写真は掲載を差控ゆること
(備考) 本要領は必要に応じ加除訂正することあり

以上の資料は(秘)「記事掲載判定要領」信濃毎日新聞編集局(原文片カナ)より